

2013年（平成25年）4月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年（平成25年）4月3日付けで諮問（第547号）された個人の市民税及び県民税の賦課に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

名古屋税関中部空港税関支署長より、関税法第119条第2項の規定により、犯則事件の調査のため必要があるという理由で、調査関係事項照会書により、市民税課で保有する課税台帳の閲覧について照会がなされた。

根拠法令となる、関税法第119条第2項は、「税関職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」と規定されているが、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、関税法第119条第2項に基づき課税台帳の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 課税台帳等情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 所得証明書に記載される情報

住所・氏名・生年月日・収入及びその種類・所得及びその種類・控除及びその種類・本人の障害や寡婦等情報及び扶養者があればその人数

(イ) 市民税・県民税申告書の写しに含まれる個人情報

賦課期日である1月1日時点の住所・現住所・フリガナ・氏名・生年月日・本人携帯電話番号・扶養者の氏名・生年月日・障害者控除・勤務先名称・収入の種類・収入金額・国民健康保険料の金額

(ウ) 給与支払報告書の写しに含まれる個人情報

賦課期日である1月1日の住所・フリガナ・氏名・生年月日・収入金額・扶養者の氏名・16歳未満の扶養親族の人数・扶養親族のうち障害者控除対象の人数・給与の支払者の住所または所在地・給与の支払者の氏名及び名称

イ 目的外に提供する相手方

名古屋税関中部空港税関支署長

ウ 目的外提供の根拠規定

関税法第119条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、関税法第119条第2項に基づくものである。

関税法第119条第2項は「犯則事件の調査については、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した名古屋税関中部空港税関支署長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について名古屋税関に問い合わせたところ、「犯則事件の詳細について回答することはできないが、調査中案件の関係者と思われるが、関係を特定するための裏づけとして、収入や所得、給与等があれば、支払先等を調査する必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、個人の市民税県民税の賦課に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、犯則事件の調査のために行うものであり、照会対象者が当該事件に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該事件の調査の遂行に支障が生じることを調査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 調査関係事項照会書(資料1)
- イ 個人情報取扱事務届出書(資料2)

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した名古屋税関中部空港税関支署長によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「犯則事件の内容の詳細については回答できないが、調査中案件の関係者と思われるが、関係を特定するための裏づけとして、収入や所得、給与、支払先等を調査する必要がある。」とのことであった。

また、実施機関では、当該情報が個人の市民税県民税の賦課に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は、犯則事件の調査のために行うものであり、照会対象者が当該事件に関与している可能性があるため、本人に通知した場合は当該事件の調査の遂行に支障が生じることを調査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上